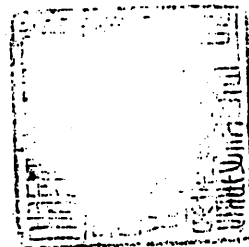


復員發第八六號

臺灣、沖繩、大島の遺骨遺留品還送について

昭和二十三年九月十一日

引揚接護廳復員局復員課長



八月二十四日鹿兒島縣世話課發二三世庶第一四八號、九月三日福岡縣世話課發二三世鮮臺第一〇三號、八月二十八日熊本縣民政部一世第一二七六號首題の件について左の通り連絡します。

左記

一、照會に係る臺灣、沖繩、大島關係遺骨遺留品の還送については目下外務省に申し入れているが外務省は未だG H Q に申し入れるに至っていない。外務省からG H Q に對する申し入れは舊陸海軍の分も統合して申込むのを適當とするが臺灣に關しては舊陸海軍は未だ準備が出来ていない。

二、鹿兒島縣世話課の八月二十日附、二三世庶第一四四號は中央

8

陸軍

事務局に到達してゐない。但し本件については復員局から寫を送付しこの寫によつて處理して貰ふことになつたから再提出の必要はない。

三、遺骨、遺留品の送付に方つては品目別一梱の容積、重量、總梱數、總容積、總重量、並びに全部の梱數、容積、重量を明らかにしてG、H、Qに申し入れる必要がある。

鹿兒島縣世話課のものはこれが報告されてゐないから至急報告せられたい。

四、遺骨、遺留品に附屬して送る書類（今迄G、H、Qの諒解を求めてゐるものは死亡者連名簿と遺骨名簿と遺留品名簿のみである）は中央としてはG、H、Q用一部、外務省用一部、復員局用一部計三部を必要とする。

鹿兒島縣世話課は全部未提出であるから至急復員局宛提出せられたい。

尙附屬書類の提出に方つては連名簿の類は完全な全部の寫三部を

提出し其の他（例へば死亡公報、挨拶状の如き帳簿を爲さない同
一様式の用紙を特に送付する如き場合の死亡公報、挨拶状等）に
ついては各種類毎に完全に記入した某一葉の寫三部を凡例として
提出し且總數を明記するようにならねばならぬ。

通知先 福世、熊世、鹿世

参考 西復、佐世保復員部